

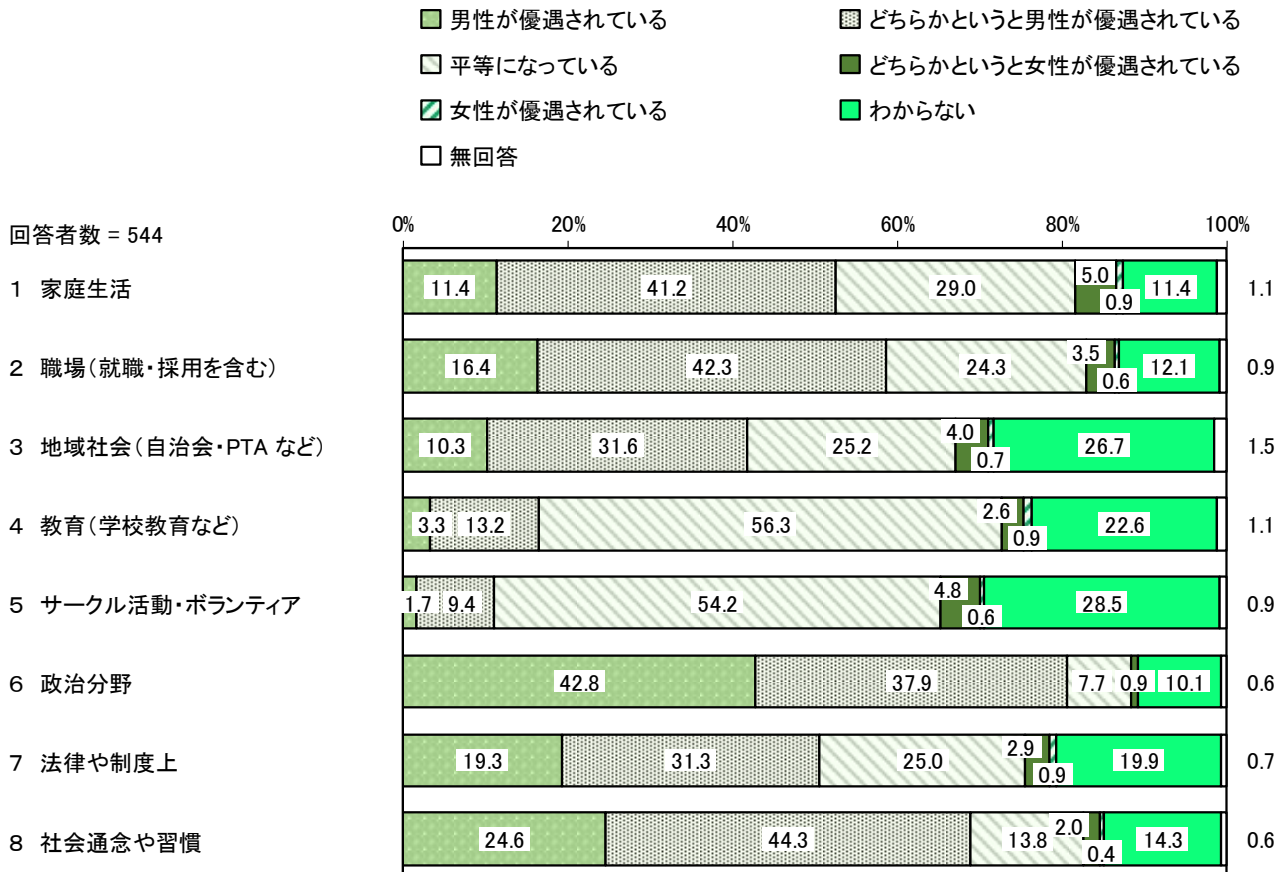
## 基本目標Ⅵ 男女共同参画によるまちづくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に政治・行政、地域活動、教育などあらゆる分野における活動に参画することはもとより、企画、方針・意思決定の段階で、女性の参画を拡大していくことが重要です。とりわけ、政治・行政分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れ実現することにつながるものであり、社会全体に与える影響が大きいことから、重要かつ喫緊の課題と言えます。

市民意識調査結果では、地域社会（自治会・PTA など）におけるジェンダー平等について、平成27年度調査と比較すると、男女共に、男性が優遇されている割合が減少し、地域におけるジェンダー平等は進んでいますが、社会通念や習慣におけるジェンダー平等について、国の調査と比較すると、「平等になっている」の割合が低くなっています。

引き続き、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、行政が率先して改革を進めることが必要です。さらに、防災や災害復興においても性差によるニーズの違いを踏まえて取り組むことが求められており、自治会活動等への働きかけや地域活動への参画促進等、地域における男女共同参画を推進することが必要です。

[ 男女の処遇が平等になっていると思うかについて（R4 市民意識調査） ]





## VI-1 男女共同による地域づくり

### ① 地域社会の因習・慣習の見直し及び男女共同参画への支援

男女共同参画の視点から見ると、地域社会の様々な活動の中には、アンコンシャス・バイアスによる決めつけにより、結果的に一人ひとりの能力や存在を鑑みることなく、評価してしまう不合理な因習・慣習が依然として、存在しています。こうした一方的な考え方が、年齢、国籍、障がいの有無、性的マイノリティなど、異なる文化や価値観を持った人に対しても、存在を否定、評価してしまうことにつながります。これらを見直すとともに、性別等に関わらず、多様な人材の地域社会への参画を支援し、自治会の役員等への登用について啓発に取り組みます。



#### 市民の取り組み

- 地域の役員は男性だけがするものと思いませんか。考えてみましょう。
- 古いしきたりや、不合理なものについて話し合ってみましょう。
- 年長者から性別にこだわりなく活動できるように呼びかけてみましょう。



#### 行政の取り組み

- 自治会活動をはじめとした地域活動において、性別を問わず、すべての人が互いの立場を尊重して活動が行われるよう自治会等への理解を求めるとともに、自治会役員等における女性の活躍についての情報発信などに取り組みます。

(協働推進課・協働支援課・人権男女参画課)

### ② 男女共同参画の視点からの農業への取り組み

農業に従事している女性は、経営、生産活動の担い手でもありとともにも地域活性化に大きく貢献しているにもかかわらず、経営や方針決定過程への参画が進んでいません。意欲ある女性が方針決定の場に参画できるよう啓発していきます。



#### 市民の取り組み

- 地域の代表等の集まりなどに積極的に参加して意見を述べ、農業の振興に貢献しましょう。



### 行政の取り組み

- 農業委員会活動において女性農業委員が、農業により関われる働きかけを行うとともに、意思決定の場における発言機会を増やし、活力ある農業の振興を推進します。  
(農業委員会事務局)
- 研修会や交流会を開催し、女性の農業従事者が抱える課題の解決を図ります。  
**レガシー**  
(就農支援課)
- 仕事と家事のバランスを図るため、労働条件の向上や給与制度などの家族経営協定の導入を促進します。  
(農業委員会事務局)

### ③ 男女共同参画の視点からの防災への取り組み

災害時における男女共同参画の重要性については、東日本大震災等の教訓から全国的に認識されてきており、男女が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必要です。災害に強いまちづくりを進めるためにも男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。



### 市民の取り組み

- 災害時に備え防災訓練及び避難所の運営において、女性の意見を取り入れ自主防災組織の活動に反映させましょう。



### 行政の取り組み

- 避難所運営委員会に女性の防災リーダーを積極的に登用するよう各自治会連合会に働きかけるとともに、さらなる女性の防災リーダーの育成に努めます。  
(防災企画課)
- 防災における男女共同参画をテーマとした研修会等の開催により、女性の地域防災への参画を推進します。  
(地域防災課)

## VI-2 政策・方針決定の場への男女共同参画

### ① 市政への女性参画の推進

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、本市の施策執行の調査、審議等を行う機関である、地方自治法の規定に基づく附属機関の委員に、女性の参画を積極的に行い、女性の意見を市政に取り入れるとともに女性の「政策に関わる能力」を十分に育て、あらゆる分野で活躍できるように意欲を高揚し、能力を開発していくためのエンパワーメントの機会としていきます。



### 市民の取り組み

- 市政全般に常に関心を持ち、市の審議会等の委員の公募に積極的に応募しましょう。



### 行政の取り組み

- 議会に関する情報提供の充実を図り、政治に対する関心や意欲を高めます。  
(議会局)
- 意見の聴取や表明の場において積極的に女性の意見を伺い、施策に反映していくなど、市政への女性参画を推進します。(企画財務部総務課・協働推進課)
- 甲府市の審議会等の女性委員の比率を高めます。(行政経営課)
- 女性の視点を活かした意見提案を行える交流の場を創出します。(人権男女参画課)
- 政治参画への意欲を高めるために、学校において主権者教育を実施します。  
(学校教育課・甲府商業高校)

## ② 女性リーダーの育成

男女共同参画を目指すためには、一人ひとりが社会の一員であるという自覚を持ち、対等な構成員として様々な分野に参画していくことが重要です。そこで、地域や職場などにおいて男女共同参画を広め、市民一人ひとりに浸透させるためのリーダー的役割を果たす人材が求められます。そのためには、研修や講座などにより女性リーダーを育成するとともに活動に対して支援に努めます。



### 市民の取り組み

- 男女共同参画に関する各種行事等に積極的に参加して、学んだことを広めていきましょう。



### 行政の取り組み

- 様々な分野における女性リーダーの育成のため、ロールモデルの紹介や研修等を実施します。(人権男女参画課)
- 男女共同参画推進委員会で委員のエンパワーメントを醸成し、男女共同参画を進める女性リーダーの育成に努めます。(人権男女参画課)



## VI-3 国際的協調

### ① 国際規範・基準の取り入れ浸透

国際社会を視野に入れた男女共同参画の形成は、重要な課題と位置づけられ、いろいろな活動や取組がなされています。これらの情報を集めて市民に知ってもらうことが、男女共同参画の意義を理解し意識を高めていくことにつながります。そのためには、世界中の情報を入手し、市民への情報提供を図ります。



#### 市民の取り組み

- 進んだ文化（平等・開発・平和）に関心を持ち貢献しましょう。



#### 行政の取り組み

- 国内の男女共同参画先進地への研修を支援し、研修成果の発表の機会を提供します。（人権男女参画課）
- 男女共同参画の視点に基づき、市民と在住外国人の交流により、当該外国の文化・慣習・慣行を摂取できる環境の整備を推進します。（市民課）
- 持続可能な開発目標（SDGs）推進に向け、様々な場面でジェンダー平等の視点を推進します。（人権男女参画課）

### ② 外国との交流機会の促進

男女共同参画意識高揚のため、交流機会の充実を図るとともに、諸外国の言語や文化を学ぶための支援を行います。



#### 市民の取り組み

- 外国人とふれあい、交流を深め、お互いの国の文化を理解し合いましょう。



#### 行政の取り組み

- 市民と外国人の交流機会の促進のため、外国語講座などを開催し、学習機会の提供に努めます。（生涯学習課）
- 在住外国人のコミュニケーション能力の向上を図るため日本語教育を支援します。（市民課）
- 「やさしい日本語会話・異文化体験サロン」を実施し、市民と在住外国人の交流の場づくりを推進します。（市民課）